

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答		所管部局及び課室 (関係部局及び課室)
08010701	農事組合法人 ようか原	養賀地区赤川左岸河川区域内の植栽樹木 (桜)の管理について 養賀地区赤川左岸堤防下の河川区域内に、桜 の木が植栽されているが、この植栽地帯を挟ん で土手側に雲南市の市道養賀・前原橋線が通 り、養賀原圃場側に加瀬崎用水路が設置され ている。(図面参照) この桜の枝が道路及び用 水路上に張りだし、車、農業機械の通行に支障 をきたし、また落葉物の滞留による養賀原揚水 機の取水障害が発生している。管理者として雲 南市に道路、用水路上に張り出した枝を伐採し ていただきたい。なお、これは令和3年度からの 継続要望事案であり河川法に基づく管理責任 者として迅速な伐採処理を改めて強く要望しま す。 また、「河川区域における植栽樹木の管理基 準」を早急に策定し、これに基づく迅速、厳正な 樹木管理を実施して頂くよう併せて要望します。 追記、要望書提出時点において、占用区域の 管理が全く行われておりません。今後も当事者 としての管理業務遂行が困難であれば、占用 区域の管理権の返還等、抜本的な変更をご検 討いただきますようお願いいたします。	☒	実施します	産業観光部観光振興課 建設部建設総務課 大東総合センター自治振興課
			☐	計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)	
			☐	現時点での対応は困難です	
			☐	基準に満たないため対応できません	
			☒	その他(関係者で協議、検討を行う)	
		河川法第24条及び同法第27条に基づく河川占 用の申請者である雲南市に河川法上の管理責任 はありますが、地域の活性化に向けて地域で育 てられた桜でありますので、地域の皆様と一緒に 管理していくことが必要と考えております。 農事組合法人ようか原のご要望に対し、これま での協議を踏まえ、次のことについて河津桜を育 てる会などの関係者と協議を行いながら対応して 参ります。 (1)道路上の支障木に関しては、市道の管理基準 に基づき、支障部分の伐採を行うものとする。 (2)用水路上の枝の伐採について、耕作地側に張 り出した枝の伐採にかかわる一定の基準を検討 する。 (3)落葉物の撤去及び取水障害防止対策にかか わる適切な手法について、農事組合法人ようか原 と雲南市の両方で検討を進める。 (4)「河川区域における植栽樹木の管理基準」の 策定に向け、継続的に協議、検討を進める。 なお、占用区域の管理状況については、市にお いても適宜把握に努め、適正な管理が維持される よう対応していく考えです。			